答 申 書

1 審査会の結論

羽幌町長(以下「実施機関」という。)が、平成27年5月19日付け羽総情号で行った 公文書不存在決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

2 異議申立ておよび審査の経緯

(1) 異議申立ての経過

- (ア)本件の異議申立人〇〇〇〇氏(以下「申立人」という。)は、平成27年5月12日付けで、「ハートタウンはぼろの検証関係書(検証内容、検証体制とスケジュール)」につき、羽幌町情報公開条例(以下「条例」という。)第9条に基づき公文書の公開請求(以下「公開請求」という。)を行った。
- (イ) 同年5月19日付けで実施機関は、申立人の行った公開請求に対して、該当する公文書が不存在であったことから、条例第15条の規定に基づく本件処分を行い、その旨を申立人に通知した。
- (ウ) 同年6月9日付けで申立人は、実施機関に対し、不存在とした本件処分を取り消す との決定を求める異議申立てをしたので、実施機関は同年6月16日付けで、羽幌町 情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第18条に基 づく諮問を行った。

(2) 審査の経緯

- (ア) 当審査会における審査手続きとして、平成27年6月23日開催の第1回目の審査会後、同年7月7日付けにて実施機関に対し不存在理由の説明を求め、申立人に対しては、意見陳述等の有無を照会したところ、同年7月15日に意見書の提出及び意見陳述を行う旨報告を受けた。
- (イ) 同年8月11日に第2回目の審査会を開催し、実施機関側より本件処分に関して不存在の理由の説明を受け、申立人においては、異議申立てに関する意見陳述が行われた。
- (ウ)同年10月13日に第3回目の審査会を開催し、審議を経て答申書の作成に至った。

3 申立人の主張要旨

申立人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 異議申立ての理由

打合せした内容に基づいて、具体的な検証体制やスケジュール等を検討している最中 としているが、これまでの事務処理を全て口頭処理としていることは理解できないこと や、町長は、町長選において検証を強く主張してきており、町民の理解はしがたいこと を理由としている。

(2) 意見陳述における主張内容

条例の目的において、町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、もって町と町民との協働による公正で分かりやすいまちづくりの推進に資することを目的としているが、条例の趣旨を理解していないところが非常に多く見受けられる。

現町長が当選した平成26年11月の羽幌町長選挙における最大の争点は、ハートタウンはぼろの検証であり、これを第一にやるべきだとして、これまでも検証体制について情報公開を求めてきたが、いっこうに不存在であることの回答しかなかった。

そのような状況であったにもかかわらず、突然、平成27年6月11日に商業複合施設ハートタウンはぼろ町有化に係る検証について、羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会を開催するとの話がでてきており、この委員会を開催するためにどういう風に内部で検討されてきたのか、重要な案件であり、これだけ大事なことをやっている訳だから、公文書があってしかるべきであるとの主張である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関における不存在理由の説明内容は、次のとおりである。

申立人が公開請求した時点においては、打合せした内容をもとに具体的な検証体制やスケジュール等を整理、検討している最中につき、現段階において作成している公文書はないため、不存在としたところである。

検証にあたっては、事案に関係した職員は関与しない手法とした方が町民の理解を得られるのではないかという考え方を基本とし、検討することとしたものである。しかし、経過を全く知らない職員が検証内容等を検討するためには、経過や内容把握から始めなければならないことから、当時の担当課長および係長であった現副町長および商工観光課長の2名と町長との3名で案を検討することとした。

打合せについては、随時、町長の考え方を基に前記の3名で実施し、法の解釈等に疑義が生じた場合は、商工観光課長が法制等に詳しい職員に意見を仰ぐなど個々に対応を行った上で、次回の打合せ時に再度内容を協議する手法で進めてきたところである。

したがって、少人数で随時打合せを行い共通した認識のもと検討を行ってきたことから、 特に会議記録等は作成しておらず、本件処分としたものである。

5 審査会の判断

当審査会は、申立人における異議申立ての理由および意見陳述における主張や実施機関の理由説明に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め共有することにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、もって町と町民の協働による、公正でわかりやすいまちづくりの推進に資する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、町民が積極的に町政へ参加することを推進するとともに、町政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた町政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、現に保有する公文書の公開請求があった場合、当該公文書を原則として公開しなければならない。しかしながら、実施機関の保有する公文書の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害し、町政の公正かつ適切な運営を妨げ、ひいては町民全体の利益を損なうような情報なども含まれているため、情報公開制度のもとにおいても、例外的に非公開とせざるを得ないものがある。この例外的に非公開とせざるを得ない情報を条例第6条第1項各号で個別具体的に定めているものである。

もとより、条例の解釈および運用に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、非公開情報や不存在の該当性について、事案の内容に即し、個別的かつ適切に判断されなければならないことはいうまでもない。

(2) 商業複合施設「ハートタウンはぼろ」購入に関する検証について

羽幌町は、町内中心市街地の衰退や空洞化を背景とした中心市街地の活性化具体案の 提示を羽幌町商工会から受けた後、庁内審議や町民ワークショップ等による住民意見を 踏まえ、平成14年4月に「羽幌町中心市街地活性化基本計画」を策定している。

同年5月には、第三セクター「株式会社ハートタウンはぼろ(資本金6,000万円のうち、その3分の1に当たる2,000万円を羽幌町が出資)」(以下「当該法人」という。)が設立されるとともに「羽幌町中心市街地活性化タウンマネジメント構想」が作成され、平成17年6月、当該法人は、これらの計画や構想に基づき、商業再編の拠点整備として、商業複合施設「ハートタウンはぼろ」(以下「施設」という。)を建設し、オープンして以来、羽幌町の地域振興の一端を担ってきた。

しかし、当該法人は、平成24年6月のキーテナント撤退後、後継テナントの早期出店を目指し誘致活動を実施したものの出店には至らず、厳しい経営状況が続いている。 平成25年の株主総会後、当該法人の再生に向けた「ハートタウンはぼろ再生検討会議」を設置し、協議を重ねた結果「町有化による再生を」との報告がなされ、同年9月、 当該法人から施設の町有化に向けての支援要請書が羽幌町に提出されている。

そして、羽幌町および羽幌町議会等関係機関における調査・議論の末、平成26年3月開催の羽幌町議会定例会において、施設等の取得費用を含めた平成26年度一般会計予算議案が可決、さらに同年6月には施設等の財産の取得についての議案が可決され、同年7月1日付けをもって当該法人との契約を経て町有化され、現在に至っている。

これらの経過を踏まえ、平成27年町政執行方針でも町長が述べているとおり、町と

しては施設等の購入に関する検証を行うこととしており、その手法等を内部で協議した 上で、内容が固まり次第実施することとしている。

(3)公文書の定義について

公文書公開請求の対象となる公文書とは、条例第2条第1項第2号に「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録であって、当該 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、保有しているもの」をいう旨規定されて いる。

「職務上作成し、または取得した文書」とは、実施機関の職員が、その職務の遂行者としての公的立場において作成し、または取得した文書という趣旨である。

「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、保有しているもの」とは、作成また は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備え た状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして利用または 保存されている状態のものを意味する。

(4) 公開請求の対象となる公文書を判断する時点

条例では、対象となる公文書が、公開請求の時点で存在するものなのか、あるいは、 決定の時点で存在するものなのかについて、明文化しているわけではない。

しかし、5(3)で説明したように条例第2条第1項第2号で公文書を定義し、第5条において、「何人も実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる」を定め、第6条では「実施機関は、公文書の公開請求があったときは、公開請求者に対し(中略)当該公文書を公開しなければならない」と定めている。

これらの規定を合理的に解釈すれば、条例は、現時点で保有しているものを「公文書」と定めた上で、公開請求の対象となるのは請求の時点で実施機関が保有する公文書であり、実施機関はその請求の時点で保有する公文書を公開する。すなわち、請求時点で実施機関が保有する公文書をあるがままに公開することを想定しているものと解される。

(三重県情報公開審査会答申第381号参照)

(5) 本件対象公文書について

本件異議申立ての要因となった公開請求の対象公文書は、3(2)で説明しているとおり、 実施機関が、施設等の購入に関する検証を行うとしているその検証内容や検証体制、ス ケジュールに関する公文書である。

(6)公文書不存在決定の妥当性について

以上を踏まえ、本件処分について検討する。

実施機関の説明によると、公開請求時点においては、打合せした内容をもとに具体的な検証体制やスケジュール等を整理、検討している最中につき、現段階において作成している公文書はないため、不存在としたところである。また、打合せの方法も4の実施機関の説明要旨で説明しているとおり、これまでの経過もあり、当時の担当課長および

係長であった現副町長および商工観光課長の2名と町長を合わせた3名で、町長の日程 が空いている時間を利用し、随時内容を検討することとしている。

このことから、請求時点において既に打合せは行われていることから、公文書の存在 を検証するため、それら打合せの状況等について、実施機関に説明を求めた。

まず、打合せの状況についてであるが、町長が就任した平成26年11月以降、検証を行うことでは話を進めていたが、新年度予算編成等の業務も入り多忙であったため、協議は一時中断していた。そして、4月に入ってから再開し、前段で説明したように3名で今後についてどうするか協議をしていたが、町長や副町長の公務等の都合もあり、予め日程調整して開催するようなことはできなかったため、空いている時間を利用し随時行ってきたことから、何月何日に開催したかまでの記憶は定かではないとのことである。

つぎに、記録やメモ等の公文書の存在に関して調査したところでは、町として検証について、大枠で何をするかという部分は決まっていたので、あとは個々の部分においての適否であるだとか、そこで結論の出なかったものは持ち帰って、調べたりしながら、再度空き時間を利用して打合せするなど、そのような形でずっと進めてきたとのこと。このことから、検討をするための資料を作りながらであるだとか、その内容についてメモを取るまでもなかったため、そのような文書が存在しないことを確認している。

このことは、町長等と協議する際に、白紙の状態からスタートするとして案を作成し それを基に打合せしているのであれば、公文書として決裁を取っているか取っていない かに関わらず、公開請求の対象公文書として公開の可否を判断することになるであろう が、3名でどうするこうすると考えていたにすぎず、何らかの書類を作りながらやって いた訳ではないため、該当する公文書はなかったということである。

最後に、平成27年6月11日開催の羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会で説明した商業複合施設ハートタウンはぼろ町有化に係る検証に関する文書の作成についてであるが、これまで打合せしてきた内容の方向性が定まってきたのが、同年5月下旬頃であり、内容を精査し文書化したのは、同年6月5日起案の文書で同日付をもって町長の決裁をもらっているとのこと。当審査会でもその文書の存在を確認しており、申立人においても本件処分以降の公開請求において、実施機関から公開決定を受け、公文書の写しを取得していることは確認している。

以上のことから、申立人のいうように重要な案件については協議の経過等についても 文書があってしかるべきという主張も理解できない訳ではないが、本件対象公文書に関 していえば、これまでの経過を知っている者同士の打合せであること、大枠で何をする かという部分が決まっていた中で、個々の事柄の調整を町長の空き時間を利用し、少人 数で随時打合せしてきたものなので、会議録等までは作成していないという実施機関の 説明からは特に不自然、不合理な点は見当たらない。また、検証内容の方向性が定まっ てきたのが、平成27年5月下旬頃であり、文書化したのが同年6月5日起案の文書で あることからすると、同年5月11日の請求日時点において、本件対象公文書の存在を 疑うべき特別の事情も認められない。 よって、公開請求日時点において、該当文書が存在しないという実施機関の説明は信用でき、不存在決定は妥当であると判断される。

(7) その他

条例で規定する当審査会の権限は、公開請求に対し実施機関が行った非公開(一部公開を含む)決定や不存在などの決定処分が妥当であるかどうかを審査することを本務としており、申立人の主張するような実施機関の事務の適否や対応を判断する機関ではない。このため、これらの主張は、本異議申立てにおける該当公文書が存在するか否かについて、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないことを申し添える。

6 結論

以上のとおりであるから、本異議申立てに対して当審査会は、1の審査会の結論のとお り答申するものとする。

7 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会委員

会 長後藤英文

職務代理者 花村 春光

委員 足達 由香、村上 隆宏、松森 二美子